

選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第29条第2項に規定する選挙人名簿の抄本（以下「抄本」という。）の閲覧に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、選挙人名簿の正確性を期するとともに、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条第3項の趣旨に則り、抄本が不当な目的に使用されることを防止することを目的とする。

(閲覧を認める範囲)

第2条 閲覧は、次のいずれかに該当する場合に限り認めるものとする。

- (1) 選挙人が特定の選挙人の登録の有無を確認するとき。
- (2) 政党その他の政治団体又は公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）が政治活動又は選挙運動のために使用するとき。
- (3) 国、地方公共団体及びこれらに準ずるもの並びに報道機関及び大学が公共目的のための世論調査等に使用するとき。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には閲覧を制限することができる。

- (1) 事務に支障があると認められるとき。
- (2) 複数の者が一時に閲覧申請を行い、抄本の使用が競合するとき。

(閲覧の拒否)

第3条 閲覧は、次のいずれかに該当する場合には認めないものとする。

- (1) 閲覧の目的を明らかにしないとき。
- (2) 営利（広告、宣伝、販路拡張、市場調査等）又は不当な目的のための閲覧と認められるとき。

(閲覧の申請)

第4条 閲覧は、閲覧申請書（兼誓約書）（別記様式。以下「申請書」という。）を提出させることにより行うものとする。

2 第2条第1項第3号に該当する場合にあつては、申請書に、調査主体の公式文書による閲覧依頼書及び調査に必要な文書（調査票、アンケート用紙等）を添付させることができる。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧は、執務時間内に、綾瀬市選挙管理委員会の事務室又は綾瀬市選挙管理委員会が指定する場所において行わせるものとする。

（閲覧の方法）

第6条 閲覧は、読取り又は筆記に限り認めるものとする。

2 閲覧させようとするときは、汚損、き損、加筆その他の不正な行為のないよう抄本を丁重に取り扱わせるものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年9月2日から施行する。

別記様式（第4条関係）

閱 覧 申 請 書 （ 兼 誓 約 書 ）

平成 年 月 日

綾瀬市選挙管理委員会委員長 殿

住 所

申請者（電話番号）

氏 名

印

法人その他の団体にあつては、団体の所在地、
名称、代表者の氏名を記入すること。

次により選挙人名簿の抄本の閲覧をしたいので申請します。

なお、閲覧にあたっては、誓約事項を厳守することを誓います。

1 閲覧の目的（具体的に記入すること。）

2 閲覧箇所・閲覧対象件数

3 閲覧の方法（いずれかを で囲むこと。）

読み取り

筆記

4 閲覧者

氏名	住所	職業	申請者との関係

5 誓約事項

- (1) 閲覧については、貴職の指示に従います。
- (2) 閲覧によって知り得た事項は、申請の閲覧目的以外には使用しません。
- (3) 閲覧によって得られた資料は、他人に貸与したり、譲渡したりしません。
また、閲覧目的に従って使用した後は、責任をもって処分します。
- (4) 閲覧によって知り得た事項は、一切公表しません。
- (5) やむなく閲覧を他人に委託する場合でも、名簿販売、通信販売などの業者やこれらの者と関係のある者には委託しません。